

第1回理事会・評議員会報告

会友のみなさまには、いつも AIJ の活動にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

大変遅くなりましたが、このたび AIJ 第1回理事会および第1回評議員会にて、令和3年度会計収支決算が承認されましたことをご報告いたします。

第1期（令和3年8月24日～令和4年4月30日）の貸借対照表および収支計算書をこのご報告とともにホームページに掲載いたしましたのでご確認ください。なお、財団法人会計では収支が3種（事業活動収支と投資活動収支と財務活動収支）ございまして、ここでもそれぞれを別個に計算しております。また租税公課につきましては、AIJ は非営利一般財団法人ですので、収益事業以外は課税されないこととなっております。したがって第1期の事業活動における入会金・会費・寄付金・雑収入などは課税されませんが、今後第2期以降にて開始予定の教育研修事業は収益活動に該当し課税対象となります。税務につきましては万事、税理士の先生とご相談しながら進めて参ります。

令和4年7月5日の第1回理事会におきまして、この収支決算は正式に承認されました。

続いて開催されました第1回評議員会におきましては、外部有力団体である一般社団法人日本アドラー心理学会（以下、学会と表記）との兼ね合いについて活発な論議がなされました。評議員会における当財団役員の発言の要旨をご報告いたします。

・入会について

AIJ 会友が同時に学会にも所属なさっているケースが多い点でございますが、そもそもある分野を学んでいる個人が関連する複数の学会に所属することは、社会的に極めて一般的なことと存じます。

したがって、AIJ が伝えるアドラー心理学を学びたい個人が、学会等他の団体の会員でありながら同時に AIJ 会友となることも、さらに AIJ 会友でありながら他の団体の会員であり続けることについても全く問題はなく、むしろ、ある分野を様々な異なる観点から学ぶ機会は、そのようにして担保されるものと私どもは考えております。

・学術的な違いについて

本年はじめの権利関係に関する合意書締結に向けての話し合いの際に、学会から、大竹に次期指導者を委嘱しないという表明がございました。また、野田俊作と大竹が次期学会指導者に推薦していた中井についても、ついに学会は委嘱の意志を表明するに至りませんでした。そしてまた、野田の著作でありアドラー心理学の代表的な門戸である『パセージ』『パ

『セージ・プラス』を学会は手放して、別途新たな育児プログラムを作るという選択をなさいました。さらには、他の初学者向けの教育におかれても、野田が詳しく定めていたカリキュラムから離れて、独自の教育プログラムの展開を始められたようにお見受けいたします。

それらの施策がどういった学術上の意図に基づいてなされたか学会から特に表明はございませんが、野田俊作が晩年までの長い年月をかけて大竹らに受け継いだアドラー心理学の流れを、学会は今後継承されないこととなりました。

アドラー心理学において理論・思想とその実践は表裏一体でありますから、アドラー心理学教育の実践においてこうした大きな乖離が生じている以上、おそらく学会と私どもの間には、少なからぬ学術上の相違が存在しているものと考えられます。また、それが具体的にどのような相違であるかは、学会が今後のご活動の上でお示しになるのだろうと私どもでは考えております。

・ 自助グループ活動について

自助グループはご存じの通り、アドラー心理学の学びの場で出会った同士の対等で協力的な人間関係が、継続的なものへと育っていくところから生まれます。したがってそれぞれのグループの活動方針は、お世話役とメンバーの間で主体的に定められるもので、学会やAIJなどの団体の下部組織として活動することが趣旨ではありません。

ただし現状の自助グループは、ほとんどが『パセージ』のフォロー会として発足した経緯がありますから、『パセージ』をめぐる変化にともなって、しばらくの間は混乱が生じることも予想されます。そのような中、AIJとしましては、各自助グループの皆さまからのご相談には心を込めてお応えしながら、野田俊作から学んだアドラー心理学を今までと同じようにお伝えし続け、これを気に入った方が学び続けてくださるようにより一層精進していきたいと思っております。

・ 財団と社団の違いについて

財団法人と社団法人では、組織としての構造に大きな違いがあります。

社団法人という制度は、社員による自治を旨としています。そのため、社団法人においては社員総会で法人の方針を決めるとされており、社員の多数決によって方針の転換が起こりやすいようになっています。したがって医療分野や大学教育分野の学会など、入会資格が極めて厳格な団体が社団法人制度を採用すれば、そこでは専門家による自治が可能となります。その反面、だれでも自由に参加できる団体がこの制度を用いると、社員多数が結託するだけで理事会はその決定に従わざるを得なくなり、設立趣旨を否定して定款までも変更し、全く違う目的の法人に転換してしまうことさえ可能となります。

一方、財団法人はその名のとおり、主に故人や法人などから寄付された「財産（知的財産を含む）」に基づいて設立され、寄付の際に定められた趣旨に沿って運営をしつつ、その財産を守ることが目的です。そこには組織の主体としての社員という存在はなく、主体となる

のは財団の基金と、それを寄付した際の「志（こころざし）」です。

一般財団法人 AIJ の使命はアドラー心理学についての亡き野田俊作の遺志を継ぐことであり、たとえ評議員や理事が交替したとしましても、この使命は永久に変わりません。もちろんご支援くださっている会友の皆さまのご意見を汲み上げる必要があるのは当然ですが、社団法人とは違って多数決で根本理念を曲げたりすることは不可能であり、AIJ を財団法人として設立した意味はここにあります。

このように、当財団存在の意義や理事たちの決意を再確認した、実り多い評議員会となりました。関係のみなさまに心より感謝申し上げます。

今後も AIJ は、野田俊作がアドラー心理学について晩年まで研究し発展させた内容を、研究・継承・普及させていく所存です。

みなさまのより一層のご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

令和4年8月24日

一般財団法人野田俊作顕彰財団 AIJ 理事

野田文子

大竹優子

中井あゆみ